

## 「DET サポーター大田」会則

### 第1条 名称

会の名称を「DET サポーター大田」とする。

### 第2条 目的

この会は、大田区内を中心に DET ( 障害平等研修 ) の普及活動を目的とする。

### 第3条 活動内容

目的を達成するために、以下の活動を行う。

- ( 1 ) ファシリテーター研修修了者向けのフィールドワークを場面提供する。
- ( 2 ) 障害者差別解消法の理念に沿う、自治体・企業等に対する研修へのアプローチ理念に則り、自治体・企業等に対し DET 研修を紹介する。
- ( 3 ) DET など障害の社会モデル・合理的配慮を進めていく取り組みに関する学習活動を実施する。
- ( 4 ) DET に関する広報を行う。

### 第4条 会員、入退会

会員は相互に自立対等でそれぞれ責任を負う。会の目的に賛同する団体や個人は誰でも入会でき、退会は自由意志による。DET の発展に誠意誠実をもち活動する。

### 第5条 世話人・役割

世話人を若干名設ける。世話人は会の運営を行う。世話人の任期は 1 年とし、再選は妨げない。世話人は総会で互選する。

### 第6条 会費

会費は設けない。

### 第7条 会議

この会は、次の会議の開催を基本とする。

- ( 1 ) 総会 会則、活動、運営、会計など会に必要な事項を議決する。  
年に 1 回開催を基本とする。
- ( 2 ) 定例会 総会の決定事項を執行するために必要な事項の意思決定を行う。
- ( 3 ) 世話人会 定例会の運営を円滑に行うために、必要な事項の整理を行う。

### 第8条 会則の改正

会則の改正は総会での出席者の過半数の賛成を以って行う。

### 第9条 事業年度

事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第10条 所在地

この団体を次の所在地に置く。

東京都大田区北馬込2-27-11

#### 第11条 設立年月日

本会の設立年月日は2014年5月11日とする。

#### 附則1

この会則は、2015年5月11日から施行する。

#### 付則2（2017年6月30日追加）

第10条および第11条は、2017年6月30日から施行し、2017年5月17日から適用する。